

G X建設機械等申請実施要領

第1 適用

本実施要領は、G X建設機械の認定に関する規程（以下「規程」という。）第五条に規定するG X建設機械の型式認定の申請を行う場合に適用する。

第2 同一型式の範囲

型式認定の申請において、同一型式として処理できる範囲は、規程別紙二「G X建設機械の同一型式判定要領」によるものとする。参考に、同一型式として処理できる取替可能な装置・部品等の一般的な例として、別表（参考）が考えられ得る。

第3 届出書、添付書面の提出等

次に掲げる提出先に申請書等を提出するものとする。

提出先：国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）グループ施工企画室 環境技術担当

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8111（代表）

提出物：規程第五条に規定する書面

第4 規程第五条第一項第七号に規定する書面

規程第五条第一項第七号に規定する書面については、検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。

申請に係る建設機械の認定適用日以前から当該申請者が日本産業規格（以下「JIS」という。）Q9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得しており、かつ、申請に係る建設機械が主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規格を取得している事実を証する書面（認定証の写し）であっても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN（European Norm）29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902、又はQS（Quality System requirements）9000の各規格はJIS Q9001と同等以上の規格の例とする。

第5 点検整備方式の周知方法

規程第十四条に規定する点検整備方式の周知について、使用者に対して講じた措置内容を記載した書面を提出するものとする。

第6 型式認定の取り消しについて

規程第十一条第一項第五号の「相当期間」とは10年とする。

別表（参考）

取替可能な装置・部品等の例

電動シヨバル	作業機の種類	側溝掘を含むブーム、アーム、バケット形式・容量、作業機の形式等
	旋回装置	旋回モータ、旋回減速機の形式、仕様等
	下部走行体	上位クラスのものを使用、走行モータ、走行減速機の形式、仕様等
	足回りの種類	広幅シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等
	各種仕様車	低騒音、湿地、碎石、解体、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車、軌道作業車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	小旋回形	超小旋回形、後方小旋回形
	アタッチメント	油圧ブレーカ、フォーク、グラブ、リフティングマグネット、リサイクル機械、草刈機、カンフーバケット、クラムシェルバケット、スーパーロングフロント、スライドアーム、2ピースブーム、ブレード付き、クレーン仕様、アタッチメント配管装着車、各部強化、CW 重量増加等
	水陸両用掘削機	水陸両用掘削機（泥状掘削機）
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無	
その他	その他、規程別紙二を満足する派生機種	
電動ホイールローダ	作業機の種類	バケット形式・容量、フロントリンク機構の種類、特殊フロントなどの装着等
	タイヤの種類	ワイドタイヤ、ロックタイヤ、メッシュチェーン、グロサ付き鉄輪等
	各種仕様車	低騒音、岩盤地、フォーク、除雪、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
	その他	その他、規程別紙二を満足する派生機種
電動ホイールクレーン	作業機の種類	主巻フック、補巻フック
	アウトリガ	X型、H型
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	その他	その他、規程別紙二を満足する派生機種